

件名：海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業（本邦未承認ワクチン接種者への対応ぶりの変更）

【ポイント】

●本邦未承認ワクチンを既に2回接種した方に対しても、本事業でワクチン（特段の事情がない限りファイザー製）を2回接種することについて認めることとなりました。

【本文】

本事業においては、本邦未承認ワクチンを2回接種済みの方について、これまで接種の対象外としていましたが、今般の水際措置の見直し(9月27日発表)に対応するため、本事業でワクチン（特段の事情がない限りファイザー製）を2回接種することについて認めることとなりましたので、詳細については、外務省 HP 内の以下の特設ページに記載していますところ、御関心のある方は以下の URL からご確認ください。

なお、居住地において日本で薬事承認されていないワクチンを接種済みであるなどの理由により、本事業で異なるメーカーのワクチンを接種することを希望する場合には、居住地の感染状況等を踏まえ、ご自身の判断により医師と御相談の上で接種していただくこととなります。予診の結果、異なるメーカーのワクチン接種が認められないケースもありますので、予め御承知おきください。

URL：<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話(91-22)2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>